

(10) その他

■ 現状と課題・今後の方向性

● 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人の人権については、本人及びその家族に対する根強い偏見や差別があり、就職や居住場所の確保が困難であること等が問題となっています。これらの人々の社会復帰には、本人の強い更生意欲と、地域社会の理解や協力が欠かせません。罪を犯した人の円滑な社会復帰を支援するため、法務大臣から委嘱を受けた保護司が、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、居住や就職に関する調整や相談、更生保護女性の会などとの協力による犯罪や非行の未然防止活動等を行っています。瑞浪保護区保護司会は、平成 29 (2017) 年に、「瑞浪更生保護サポートセンター」を開設し、更生保護活動の新たな拠点とし、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりの活動に取り組んでいます。市は、保護司会、更生保護女性の会などの団体を支援するとともに、市民に対する啓発活動を充実させます。

● 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族等の人権については、犯罪による直接的な被害だけでなく、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗中傷、過剰な報道等による二次的な被害が問題となっています。

国は、犯罪被害者の権利保護等のため、平成 17 (2005) 年 4 月に「犯罪被害者等基本法」を施行、翌年には同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、現在も後継計画により、犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営めるようにするための施策を着実に進めてきました。

本市では、平成 31 (2019) 年 4 月に「瑞浪市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やその遺族への経済的支援や、その他被害者の尊厳に配慮した支援を行っています。関係団体との連携による相談の際の速やかな対応や、「犯罪被害者週間」(11 月 25 日～12 月 1 日)等に合わせた市民向けの啓発活動、県や公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなどの関係機関が実施する研修による対応スキルの向上などを通して、今後も犯罪被害者とその遺族の心に寄り添った対応に努めていきます。

● 災害時の人権問題

災害時の人権問題についての関心度は、令和元 (2019) 年に実施した「人権に関する市民意識調査」において、「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせた“関心がある”の割合が 85.6%と非常に高い結果となりました。(図表 1)

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故や、平成 28(2016)年に発生した熊本地震において、避難所におけるプライバシー確保や、障がい者、高齢者、女性等への配慮に係る問題や、風評による誹謗中傷などの様々な人権問題が認識され、対策が必要とされています。本市は、災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷の防止に努めます。また、災害発生時に特別な配慮が必要となる障がい者や高齢者などの内、特に支援を要する者については、あらかじめ「避難行動要支援者名簿」を作成し、地域住民の協力支援のもと、速やかな避難ができる体制づくりを推進します。

● アイヌの人々、ホームレス、北朝鮮による拉致問題、人身取引に関する人権問題

ホームレス[※]やアイヌ[※]の人々などに対する人権侵害やプライバシーの侵害についても、実情把握に努めるとともに、正しい知識を身に付け、理解を深めるよう啓発活動を行います。北

朝鮮による拉致被害者や人身取引被害者については、国・県などからの情報収集に努め、必要に応じて、広報活動を行います。

●労働者の人権問題

職場における人権問題として、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」があります。厚生労働省が実施した令和元（2019）年度の「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が、87,570件（前年度比5.8%増）で8年連続トップとなっており、その対策が大きな課題となっています。こうした中、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（労働施策総合推進法）が改正され、令和2（2020）年6月以降順次、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策が、事業主に義務付けられることになりました。平成19（2007）年の「男女雇用機会均等法」の改正によるセクシュアル・ハラスメント防止対策の義務化、平成29（2017）年の「男女雇用機会均等法」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）の改正によるマタニティ・ハラスメント等防止対策の義務化と併せ、ハラスメント防止対策の強化が図られています。

また、より良い労働環境づくりのため、時間外労働の上限規制や年次有給休暇取得の一部義務化等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が、平成31（2019）年4月より順次施行されています。

労働者の人権に配慮した職場環境の整備を目指し、市内事業者等に対し、ハラスメント防止の取り組みや長時間労働の是正を推進するための啓発活動に努め、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。

人権侵害は、ある特定の個人だけに起きるわけではなく、だれもが人権侵害の加害者にも被害者にもなる可能性がある身近な問題です。市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民が人権問題に対する正しい知識と理解を身に付け、自分を大切にするとともに、相手も大切に思いやりの心を持てるよう、市は、今後も家庭、学校、地域などにおける人権教育や啓発活動、各種相談体制や関係団体への支援体制の充実などに取り組みます。また、社会情勢の変化に伴い新たに発生する人権問題についても、本指針の趣旨に基づき、適切な対応に努めていきます。

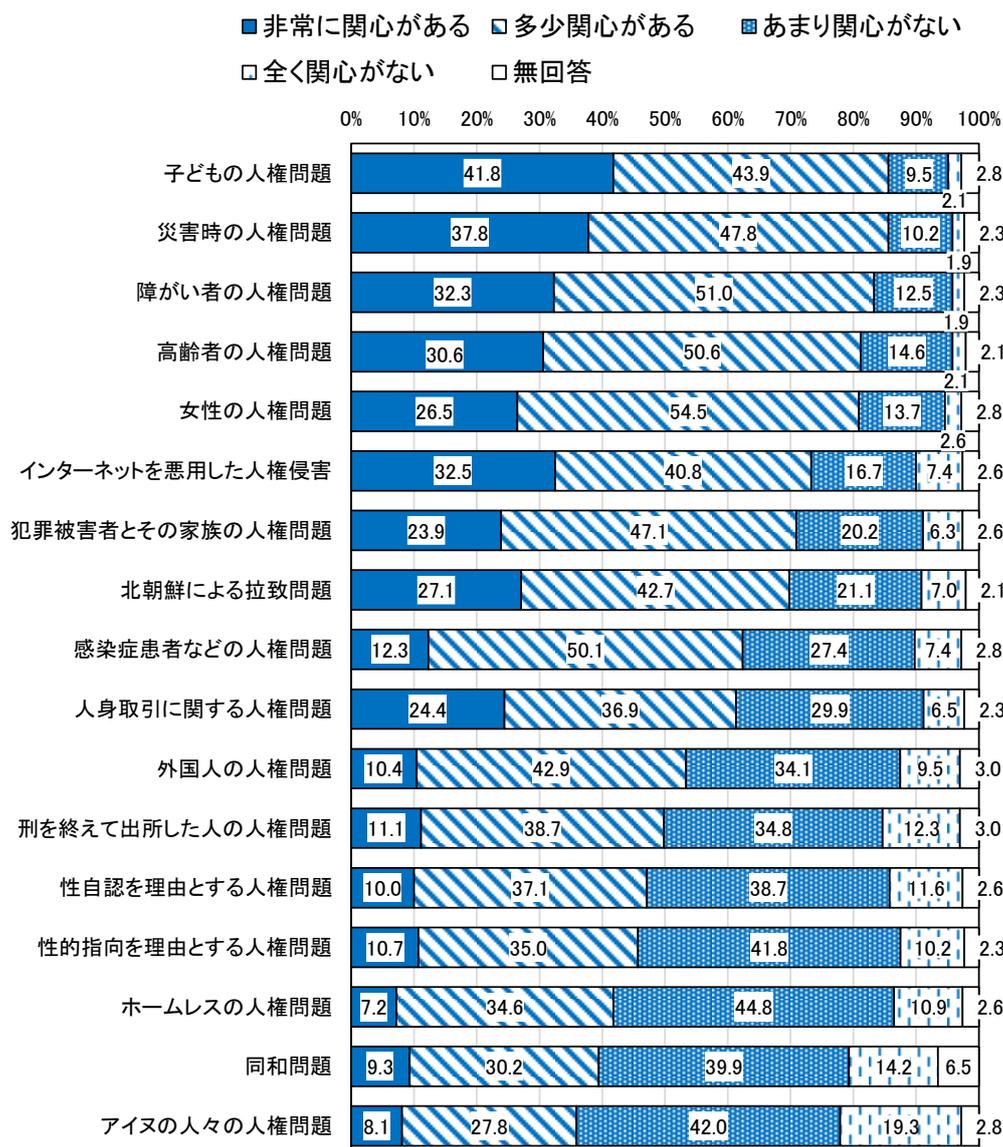
※ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者のこと。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）

※アイヌ

主に北海道、樺太、千島列島に居住する先住民族のこと。母語はアイヌ語で、固有の文化や生活習慣を有する。明治政府の同化政策により、アイヌ民族が居住する「蝦夷地」と呼ばれる地域が日本に併合されたことから、その数は大きく減少し、独自の言語や文化は急速に失われた。

図表 1 人権問題に対する関心



資料：令和元年「人権に関する市民意識調査」

◆今後の取り組み

◇ わたしたち（市民）が取り組むこと ◇

- 興味本位のうわさや思い込みによる差別をせず、理解と支援に努めます。
- 悩み事は一人で抱え込まず、だれかに相談し、解決に努めます。

◇ 行政（市）が取り組むこと ◇

- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくすよう啓発を行い、その社会生活を支援します。
- 犯罪被害者とその家族などに対して、関係機関や団体などと連携し、支援施策の案内、情報提供、生活支援を行います。
- 以上の類型に該当しないその他の人権課題について、それぞれの状況に応じて、解決のための施策を検討します。

◇ 具体的施策 ◇

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
刑を終えて出所した人への人権問題	刑を終えて出所した人に対する生活支援	・各機関と連携し生活保護法に沿った支援に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	刑を終えて出所した人への人権の配慮	・保護司会や更生保護女性の会など、刑を終えて出所した人の社会復帰を支援する団体の活動を支援します。	継続	通期	生活安全課
犯罪被害者等の人権問題	犯罪被害者等に関する広報・啓発	・広報や市ホームページ等を活用し、「犯罪被害者週間」(11/25-12/1)の周知等、犯罪被害者等支援のための啓発活動を行います。	継続	通期	生活安全課
	犯罪被害者等に対する支援	・犯罪被害者から相談を受けた場合は、専門相談機関などと連携し、速やかに対応を行います。	継続	通期	生活安全課
		・犯罪被害者支援条例に基づき、見舞金の支給等の支援を行います。 ・関係機関（公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターなど）と連携し、被害者支援に関する情報収集に努めます。			
災害時の人権問題	災害時における被災者の人権確保	・災害時における正しい情報の提供や、人権に配慮した広報活動により、不当な差別や誹謗中傷被害の防止に努めます。	新規	通期	生活安全課
	地域防災計画に基づく要配慮者への支援	・災害発生時に備え、「避難行動要支援者名簿」を作成し、自治会等の関係機関と連携しながら、避難時等における要配慮者への支援に努めます。	新規	通期	社会福祉課 生活安全課
アイヌの人々の人権問題	アイヌの人々への理解の促進	・アイヌの人々に関する正しい知識を普及するため、適切な資料の提供に努めます。また、国、県及び他課との連携に努めます。	継続	通期	社会教育課 (市民図書館)
ホームレスに関する人権問題	ホームレスなどの実情把握	・関係機関と連携して実情把握に努めます。	継続	通期	社会福祉課
	ホームレスなどに対する生活支援・救済	・実情に即した支援を検討していきます。	継続	通期	社会福祉課
北朝鮮による拉致被害者・人身取引に関する人権問題	北朝鮮による拉致被害者・人身取引被害者の実情把握	・国、県などからの情報収集に努め、必要に応じて、広報、市ホームページなどでの啓発を行います。	継続	通期	生活安全課

項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課
労働者の人権問題	ハラスメントの防止	・関係機関と連携して、事業所等における各種ハラスメント防止のチラシ・パンフレットを配布し、啓発活動を行います。	新規	通期	商工課
		・職場や学校におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等、各種ハラスメント防止のため、市職員、教職員に研修を実施します。	新規	通期	秘書課 学校教育課
		・ハラスメントの相談窓口の周知に努めるとともに、被害の相談があった際には、適切かつ速やかに対応します。			
	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	・関係機関と連携して、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスに関するチラシ・パンフレットを配布する等、啓発活動を行います。	新規	通期	商工課
		・働きやすい職場環境を整備し、市職員、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。	新規	通期	秘書課 学校教育課